

平成 27 年 6 月 22 日

各 位

北海道労働局労働基準部監督課長

高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例
に係るパンフレットの送付について

日頃より、労働行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 4 月 1 日に、専門的知識等を有する有期雇用労働者等の能力の維持向上及び活用を通じ、その能力の有効な発揮と、活力ある社会の実現を目指す観点から、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」（平成 26 年法律第 137 号。以下「有期雇用特別措置法」といいます。）が施行されました。

今般、有期雇用特別措置法の施行に当たり、その制度の概要や、特例の適用に必要な認定申請に関する手続、特例の適用を受けるに当たっての留意事項等について事業場への周知を図るため、「高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例について」のパンフレットを作成いたしましたので、貴団体におかれましても、会員事業場等に対して周知を図っていただきますよう、御協力をお願いいたします。

なお、本リーフレットにつきましては、厚生労働省の下記ホームページにも掲載しておりますので活用願います。

記

<労働契約法の改正について～有期労働契約の新しいルールができました～>

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/index.html

お問い合わせ先： 〒060-8566

札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1 番 1 号 札幌第一合同庁舎九階

北海道労働局 労働基準部 監督課

電話 011-709-2311

〔担当：労働契約専門官（内線 3547）〕

